

令和7年9月18日

令和版「民訴法」初学者用の入門レジュメ（判例紹介編）

捧 大地

<今回の学習>

【最判令和2年9月11日（民集74巻6号1693頁〔百選6版「35-②」〕）の紹介】

～相殺の抗弁と重複起訴の禁止の事案において弁論を分離することが許されない
いとされた事例～

第1 本判例を読む際のポイント

1 注記

本判例は、請負人の請負代金債権と注文者の瑕疵修補に代わる損害賠償債権が(ア)「相殺による清算的調整を図ることが当事者双方の便宜と公平にかなひ、法律関係を簡明にするものである」から、直接的に、相殺の抗弁を認めたわけではない。本判例は、上記(ア)であるから、清算的調整を図る要請が強く、弁論を分離すると判決の矛盾抵触が生じるおそれがあるから、このような場合には弁論を分離することは許されず、弁論を分離することが許されないから相殺の抗弁を認めても法142条の趣旨に反しないため相殺の抗弁を認めたものである。

2 事案射程

それでは、どのような類似事案であれば、弁論を分離することが許されないのか、考えてみよう（さしあたり、「予備試験令和7年〔設問2〕」の問題に挑戦してみよう。）。

第2 事実の概要

1 事実

本件本訴は、被上告人Y(本訴被告＝反訴原告・被控訴人＝控訴人・被上告人)からの建物の増築工事を請け負った上告人X(本訴原告＝反訴被告・控訴人＝被控訴人・上告人)が被上告人Yに対し、**請負代金**及びこれに対する平成25年12月4日からの遅延損害金の支払等を求める事案であり、**本件反訴**は、被上告人Yが、上告人Xに対し、上記建物の増築部分に瑕疵があるなどと主張し、**瑕疵修補に代わる損害賠償金**及びこれに対する平成26年7月2日からの遅延損害

金の支払等を求める事案である。

(1) 被上告人 Y は、平成 25 年 9 月、建築物の設計、施工等を営む上告人 X との間で、請負代金額を 750 万円として自宅建物の増築工事の請負契約を締結した。被上告人 Y は、その後、同年 11 月までの間に、上告人 X に対し、上記工事の追加変更工事を発注した（以下、追加変更工事を含めた契約を「本件請負契約」という。）。

(2) 上告人 X は、平成 25 年 12 月までに、上記増築工事及び追加変更工事を完成させ、完成した自宅建物の増築部分を被上告人 Y に引き渡した。

(3) 本件請負契約に基づく請負代金の額は 829 万 1756 円である。他方、上記増築部分には瑕疵が存在し、これにより被上告人 Y が被った損害の額は 266 万 9956 円である。

(4) 上告人 X は、平成 26 年 3 月、本件本訴を提起し、被上告人 Y は、同年 6 月、本件反訴を提起した。上告人 X は、同年 8 月 8 日の第 1 審口頭弁論期日において、被上告人 Y に対し、本訴請求に係る請負代金債権を自働債権とし、反訴請求に係る瑕疵修補に代わる損害賠償債権を受働債権として、対当額で相殺する旨の意思表示をし（以下「本件相殺」という。）、これを反訴請求についての抗弁（以下「**本件相殺の抗弁**」という。）として主張した。

2 高裁の判断

原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断した上で、同時履行の関係に立つ本訴請求債権と反訴請求債権については遅延損害金が発生しないとして、上告人 X の**本訴請求**を上記請負代金の支払を求める限度で**認容**し、被上告人 Y の**反訴請求**を上記損害の賠償金の支払を求める限度で**認容**した。係属中の別訴において訴訟物となっている債権を自働債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは許されず、このことは、別訴が併合審理された場合であっても、既判力が抵触する可能性がある以上、異なることはない。本訴原告が、反訴において、本訴における請求債権を自働債権として相殺の抗弁を主張する場合にも、本訴と反訴の弁論を分離することは禁止されていないから、同様に許されないというべきである。したがって、上告人 X が本件相殺の抗弁を主張することは、重複起訴を禁じた民訴法 142 条の趣旨に反し、許されない。

第 3 最高裁判旨

○ 主文 ○

1 原判決を次のとおり変更する。

第1審判決を次のとおり変更する。

- (1) 被上告人は、上告人 X に対し、562万1800円及びこれに対する平成26年8月9日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (2) 上告人 X のその余の本訴請求を棄却する。
- (3) 被上告人の反訴請求を棄却する。

2 訴訟の総費用は、これを7分し、その1を上告人 X の負担とし、その余を被上告人の負担とする。

○ 理由 ○

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

請負契約における注文者の請負代金支払義務と請負人の目的物引渡義務とは対価的牽連関係に立つものであるところ、瑕疵ある目的物の引渡しを受けた注文者が請負人に対して取得する瑕疵修補に代わる損害賠償債権は、上記の法律関係を前提とするものであって、実質的、経済的には、請負代金を減額し、請負契約の当事者が相互に負う義務につきその間に等価関係をもたらし機能を有するものである。しかも、請負人の注文者に対する請負代金債権と注文者の請負人に対する瑕疵修補に代わる損害賠償債権は、**同一の原因関係に基づく金銭債権**である。このような関係に着目すると、上記両債権は、同時履行の関係にあるとはいえず、相互に現実の履行をさせなければならない特別の利益があるものとはいえず、両債権の間で相殺を認めても、相手方に不利益を与えることはなく、むしろ、相殺による清算的調整を図ることが当事者双方の便宜と公平にかなう、法律関係を簡明にするものであるといえる（最高裁昭和52年(オ)第1306号、第1307号同53年9月21日第一小法廷判決・裁判集民事125号85頁参照）。

上記のような請負代金債権と瑕疵修補に代わる損害賠償債権の関係に鑑みると、上記両債権の一方を本訴請求債権とし、他方を反訴請求債権とする本訴及び反訴が係属している場合に、本訴原告から、反訴において、上記本訴請求債権を自働債権とし、上記反訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁が主張されたときは、上記相殺による清算的調整を図るべき要請が強いものといえる。それにもかかわらず、これらの本訴と反訴の弁論を分離すると、上記本訴請求債権の存否等に係る判断に矛盾抵触が生ずるおそれがあり、また、審理の重複によって訴訟上の不経済が生ずるため、このようなときには、両者の弁論を分離することは

許されないというべきである。そして、本訴及び反訴が併合して審理判断される限り、上記相殺の抗弁について判断をしても、上記のおそれ等はないのであるから、上記相殺の抗弁を主張することは、重複起訴を禁じた民訴法142条の趣旨に反するものとはいえない。

したがって、請負契約に基づく請負代金債権と同契約の目的物の瑕疵修補に代わる損害賠償債権の一方を本訴請求債権とし、他方を反訴請求債権とする本訴及び反訴が係属中に、本訴原告が、反訴において、上記本訴請求債権を自働債権とし、上記反訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁を主張することは許されたと解するのが相当である。

5 以上によれば、本件相殺の抗弁を主張することは許されなかった原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由がある。

そして、請負代金債権を自働債権として瑕疵修補に代わる損害賠償債権と相殺する旨の意思表示をした場合、注文者は、請負人に対する相殺後の請負残代金債務について、相殺の意思表示をした日の翌日から履行遅滞による責任を負うと解される（〔最判平成9年7月15日・民集51巻6号2581頁〕参照）。以上説示したところによれば、本訴請求は、本件相殺後の請負残代金562万1800円及びこれに対する本件相殺の意思表示をした日の翌日である平成26年8月9日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の本訴請求及び反訴請求はいずれも理由がないからこれを棄却すべきである。したがって、原判決を主文第1項のとおり変更することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

以 上